

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第82号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～23 [略]</p>	<p>附 則 1～23 [略] 24 <u>警察庁の職員又は他の都道府県警察の警察官であった者が引き続き給料表の適用を受ける警察官となり、かつ、給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）の前日において地域手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3から第11条の7までの規定により支給される地域手当又は当該他の都道府県の条例の規定により支給される地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の地域手当をいう。）の支給を受けていた場合（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める場合に限る。）において、適用日に在勤する地域が第28条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に該当しないこととなるときは、当該適用を受けることとなった警察官には、同条の規定にかかわらず、適用日から2年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間に限り、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に同条第2項第1号の1級地に係る割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。